

## 「学びの拠点」施設整備計画策定業務公募型プロポーザル方式業者選定応募要領

### 1 趣旨

この要領は、「学びの拠点」施設整備計画策定業務の委託契約候補者を選定するための、公募型プロポーザルの応募に必要な手続き等を定めるものとする。

### 2 業務の概要

- (1) 委託業務名  
「学びの拠点」施設整備計画策定業務
- (2) 業務内容  
別紙「『学びの拠点』施設整備計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約限度額  
5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とする。
- (4) 履行期間  
契約締結日の翌日から令和5年3月15日までとする。

### 3 選定方法

提出された書類及びプレゼンテーションに対し、銚子資産活用協議会（以下「協議会」という。）内のプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）で審査及び評価をし、その結果報告に基づき、評価が最も高い者を委託契約候補者として選定する。

### 4 評価方法及び評価基準等

- (1) 提案内容の評価方法  
委員会においてあらかじめ定めた評価基準に基づき審査及び評価を行い、協議会が委託契約候補者を選定した後、結果については申込者に別途文書で通知する。  
なお、他者の提案内容及び評価については、一切公開しない。
- (2) 審査項目及び評価基準  
別表1「評価基準」のとおり
- (3) 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
募集開始	令和4年8月17日（水）
質問書の提出期限	令和4年8月23日（火）
質問書に対する回答	令和4年8月25日（木）
企画提案書等の提出期間	令和4年8月31日（水）
プレゼンテーション審査等の実施（予定）	令和4年9月 7日（木）
審査結果の通知（予定）	令和4年9月 8日（金）

### 5 参加申込みについて

- (1) 申込要件  
次の各号に掲げる要件の全てを満たすこと。
  - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申し立て又は、民事再生法（平成14年法律第225号）に基づく再生手続開始申し立てがなされていないこと。
  - ② 経営及び財務状況の健全性が確保されていると判断できる者であること。

- ③ 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- ④ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定するもの）あるいは宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は6カ月以内に手形及び小切手に不渡りがある者でないこと。

## 6 提出書類

### (1) 提出書類

- ・「学びの拠点」施設整備計画策定業務公募型プロポーザル方式業者選定参加申込書（様式第1号） 1部
- ・会社概要又は会社概要が分かるパンフレット等（法人の場合） 7部
- ・業務実績表（様式第2号） 7部  
※過去3年間に実施した、同様の事業について記載すること。
- ・企画提案書（任意様式） 7部
- ・見積書及び経費の内訳書（任意様式） 1部
- ・業務の実施体制表（様式第3号） 7部
- ・登記事項証明書（法人の場合） 1部
- ・国税及び地方税の納税証明書 1部
- ・代表者の身分証明書（法人以外の場合） 1部

### (2) 提出方法

申込書類は、持参又は郵送で提出するものとする。

### (3) 申込期限

令和4年8月31日（水）必着

（午前8時30分から午後5時15分まで。土日・祝日は除く。）

### (4) 問合せ及び提出書類の送付先

銚子資産活用協議会 事務局

〒288-0822 千葉県銚子市八木町1777-1 銚子市ジオパーク・芸術センター内

銚子市教育委員会 社会教育課文化財・ジオパーク室

電話 0479-21-6662

FAX 0479-21-6622

E-mail bunka@city.choshi.lg.jp

### (5) 企画提案書の作成要領

#### ① 件名 「学びの拠点」施設整備計画策定業務企画提案書

#### ② 内容

ア 仕様書「5 業務内容」に記載の全てについて記載すること、業務内容の項目ごとに具体的な作業内容を明記すること。

イ 業務執行体制や業務スケジュールについても併せて記載すること。

ウ 提案上限額の範囲内で、業務内容以外の本業務の目的に照らして有効な提案を盛り込むことは差しつかえない。

エ 企画提案書作成にあつての留意事項

- ・用紙サイズはA4判とすること。

- ・片面カラー印刷で20枚以内（表紙、目次はページ数に含めない）とすること。

- ・使用言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用すること。
- ・見積金額が、契約限度額を超えるもの、又は虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。

## 7 質問の受付

### (1) 提出期限

令和4年8月23日（火）必着

（午前8時30分から午後5時15分まで。土日・祝日は除く。）

### (2) 提出方法

様式第4号に記入のうえ、下記にメール又はFAXで提出するものとする。

提出先 銚子資産活用協議会事務局 銚子市教育委員会 社会教育課文化財・ジオパーク室

FAX 0479 (21) 6622

E-mail [bunka@city.choshi.lg.jp](mailto:bunka@city.choshi.lg.jp)

### (3) 質問に対する回答

質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者に対して回答することとし、共通の事項を含む場合は、協議会ホームページにおいて公表するものとする。

なお、企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

## 8 説明会の実施

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

## 9 企画提案のプレゼンテーション

### (1) プレゼンテーションの実施

- ① 参加申込者は、指定する日時に、協議会に対して企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行うものとする。（日時及び会場については別途通知する。）
- ② 申込者が本プロポーザルの申込みを辞退する場合は、申込辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- ③ 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ・参加資格条件を全て満たしていない場合
  - ・提出期限を過ぎて提出すべき書類が提出された場合
  - ・提出書類に虚偽の記載があった場合

### (2) 実施方法について

- ① 持ち時間は30分（説明20分、質疑10分）程度とし、指定した時刻から順次個別に行う。
- ② プレゼンテーションに出席しない参加申込者の提案は無効とする。
- ③ プレゼンテーションの実施に当たっては、出席者は3人までとする。
- ④ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、プレゼンテーション審査及びヒアリングをオンライン上で実施する場合は、審査方法等は別途通知する。

## 10 注意事項・その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、一切を申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、申込者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において企画提案書等の複製、保存等を行う。
- (3) 提出された書類は、銚子市情報公開条例（平成10年銚子市条例第19号）に準じ開示する場合があります。

- (4) 企画提案書等の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。